

平成19年度

施政方針

平成19年3月7日

糸満市

基本理念

ひかりのまち

果てしない希望を抱き飛躍的前進をめざすまち

みどりのまち

自然を保護し健康で快適な住みよいまち

いのりのまち

平和を願い情操性豊かな明るいまち

将来像

うみさら おかさら まら
海幸・陸幸の史都
いとまん
糸満市をめざして

目次

はじめに	1
風格都市づくりについて	3
安心都市づくりについて	5
潤い都市づくりについて	8
魅力都市づくりについて	9
活力都市づくりについて	10
平和都市づくりについて	12
協働都市づくりについて	13

■ はじめに

平成19年3月糸満市議会定例会の開会に臨み、私の市政運営の基本方針を申し述べ、市民の皆様及び市議会の御協力と御理解を賜りたいと存じます。

昨年は市制施行35周年の記念すべき節目の年に当たり、各種記念事業を実施し、国・県をはじめ、多くの市民参加のもとに記念式典・祝賀会を盛大に開催してまいりました。

その中で、99名の市政功労者の表彰を行い、これからの水産都市づくりを目指す「糸満市・海やからのまち宣言」を発表いたしました。

糸満漁港におきましては、市民が待ち望んでおりました「糸満漁港ふれあい公園」に「美々ビーチとまん」と「糸満フィシャリーナ」をオープンすることができました。

そして、地元雇用の確保など、経済的波及効果が大きく期待される大型ホテルの誘致も実現しました。

また、具志川城跡をはじめ、変化に富んだ海岸線や断崖の風景を、大変すばらしいと訪れる方々から親しまれていた「喜屋武海岸及び荒崎海岸」が国の登録記念物の登録を受けるなど、観光振興を目指す本市にとって、新たに光り輝き始めた年となりました。

「糸満漁港ふれあい公園」や「スポーツロッジ糸満」を拠点に「糸満観光農園」や「平和祈念公園」、「道の駅」など、市内のさまざまな付加価値の高い観光資源を結びつけた、滞在型観光の実現ができるものと考えております。

さらに、糸満市地域職業相談室を市役所ロビーに開設し、糸満工業団地内には株式会社パスコ「パスコ空間情報処理センター」が、そして、潮崎町にショッピングセンター 株式会社サンエー「しおざきシティ」が開店し、雇用の大幅な拡大と、地域の活性化が図られるなど、糸満市にとって実りの多い一年であったと思います。

スポーツ面では、昨年、九州・全国大会において、本市の青少年が、ウェイトリフティング競技、バドミントン競技、ゴルフ競技等において、優秀な成績を収めるすばらしい活躍がありました。「スポーツ健康都市宣言のまち糸満市」として明るい話題の多い一年でありました。

県内では、「第4回世界のウチナーンチュ大会」が盛大に開催され、本市におきましても「世界のイチマンチュ歓迎の夕べ」を美々ビーチで開催し、イチマンチュ同士多くの方々との交流を深めることができました。また、糸満市を国内外にPRしていただくため、「いとまんふるさと大使」を認証いたしました。

県内スポーツでは、沖縄県少年男子サッカーが兵庫国体で初優勝を飾り、高校野球では八重山商工が離島旋風を巻き起こし、全国に勇気を与えました。

しかし、6月の長雨で中城村や那覇市では住宅街で地滑りが発生し、地盤沈下や倒壊の恐れから多くの住民が避難を余儀なくされました。そのため、本市においても、昨年改正しました「糸満市地域防災計画」の適正な運用を図っていく考えであります。

国内においては、初の戦後生まれ、安倍晋三首相が率いる安倍内閣が発足し、教育基本

法の改正や防衛庁の「省」昇格がなされ、戦後政治の転換点を記した年でありました。

国際社会においては、北朝鮮が初の地下核実験を実施し、東南アジア情勢に大きな変化をもたらしました。昨年5月と7月に、インドネシア・ジャワ島中部と南部で大地震が発生し6千名以上の住民が犠牲になられたことに対し、心からお悔やみを申し上げる次第であります。

私は、平成16年7月に市長に就任して、2年8ヶ月が経過しました。これまでお寄せ頂きました御支援・御協力に対し、深く感謝申し上げます。

今回の平成19年度予算は、厳しい財政状況の中、私が自らの責任で予算を編成し、執行する3年目の予算であり、引き続き公約の実現に向けて取り組みたいと考えております。

私は、政治理念である「フレッシュな創造力でワクワクするまちづくり」を掲げてまいりました。この理念には、人（市民）と人（市民）とが活発に交流することで、糸満市独自の産業や芸術・文化を育み、それを世界へ発信していく活力あふれるまちにしたいという願いが込められています。そして、その実現に向け7つの都市づくりを提唱しております。

1点目に行財政改革等を中心とする経営感覚を持った都市づくり、2点目に観光都市いとまんの復活等を目指す観光文化都市づくり、3点目に、雇用拡大等のための産業文化都市づくり、4点目に子ども達をみんなで見守り、育成する社会システムの創造等を目指した教育・国際文化都市づくり、5点目に高齢者の方が元気に暮らすための福祉文化都市づくり、そして、6点目に市民が環境や省資源・リサイクルについて、具体的に取り組む拠点「エコシティープラザ」を推進する環境文化都市づくり、最後に「平和の道」構想の実現及び性別による差別的取り扱いを是正するための平和・女性文化都市づくりに関するビジョンであります。

しかしながら、政策を実現するためには、本市の抱えている財政構造の健全化が緊急の課題であります。特に、国が進める構造改革の一環である三位一体改革の影響を受け自治体の財政構造が急激に悪化しております。本市においても、国庫補助負担金の一般財源化や税源移譲のアンバランス等により財源不足が生じており、中長期財政計画に基づく財政運営が求められております。

そのような中、新年度においては次のような新たな事業を、展開してまいります。

1つ目に、雨天時でも市民のスポーツ活動やレクリエーション活動等を促進し、積極的な健康づくりを推進する屋外運動場建設に向けて、実施設計業務を発注します。

今後は、屋外運動場を最大限に活用するため、子どもから高齢者まで多目的に利用できる施設づくりに努めます。さらに、プロ野球・Jリーグ等プロスポーツの誘致に向け、最大限に努力してまいります。

2つ目に、字糸満新川^{みいがわ}区自治会の念願でありました、コミュニティーセンターの建設に着手します。これまで公民館のない状況での自治会活動でしたが、地域に活動拠点ができ、幼児から高齢者まで住民全員が集まることで、安心して気軽に交流できる施設となるこ

とを期待しております。

3 つ目に、強い農業づくりとして、高生産性農業用機械施設を導入し、環境に配慮した経営と生産性の向上と所得の安定を図り、認定農家の育成及び担い手農家へ農地の利用集積を促進いたします。

また、農村地域の生活環境基盤の整備を目的に「むらづくり交付金事業」の導入に向け、新年度に実施計画を策定し、平成 21 年度の事業採択を目指します。

4 つ目に、水産業においては、待望でありました西崎町の国道 331 号バイパス沿いに開設予定の「道の駅」に併設される、糸満漁業協同組合が実施する漁村コミュニティ基盤整備事業（お魚センター）を支援いたします。

5 つ目に、糸満観光農園のグランドオープンから 3 年目をむかえるにあたり、さらなる事業展開のため、同社の増資を支援し、パークゴルフ場の 9 ホール増設等の施設整備を実施し、今後の経営の安定化を図ってまいります。

6 つ目に、消防の高規格救急自動車を導入し、これまで以上の、救急体制を確立してまいります。

7 つ目に、教育部門においては、平成 18 年度の繰越事業として、糸満中学校校舎全面改築事業及び兼城小学校屋内運動場改築事業を行い、教育環境の整備に取り組んでまいります。

8 つ目に、財団法人 自治総合センターの「宝くじスポーツフェア・ドリームサッカー」の本市開催の決定を受けました。サッカー少年のあこがれである日本代表 O B 選手らによるサッカー教室、指導者講習会及びドリームゲームを開催し、青少年の健全な育成と長寿社会に対応した明るいまちづくりに取り組んでまいります。

以上、新年度の新たな事業の概略をご説明しましたが、次に、第 3 次糸満市総合計画の 7 つの都市像に基づき施策をご説明いたします。

■ 風格都市づくり について

学校教育については、「確かな学力」と「豊かな心」を子どもたちに育てまいります。基礎・基本を徹底し「生きる力」を育むことをねらいとする学習指導要領の更なる定着を進め「総合的な学習の時間」の充実や、学校評議員制度の活用等「開かれた信頼される学校づくり」を推進するとともに、教職員の指導力の強化を図りつつ、全小中学校に設置された教育用コンピュータを活用し、情報教育の充実を図ります。

また、補助教諭及び外国人英語指導助手を、昨年に引き続き配置し、各教科の基礎基本の定着を図ります。

本市の学力向上推進事業については「ひかりとみどりといのりのまち糸満の子らに確かな学力を」のテーマに迫るべく、今後とも、学校、家庭、地域及び行政と連携を密にして

取組んでまいります。

次に、児童生徒の不登校や問題行動等に対応するため、適応指導教室「とびうお」、自立支援教室「はくぎん」の充実、また、「教育相談員」や「スクールカウンセラー」等を効果的に活用し、各学校の生徒指導、教育相談体制等の充実・強化を図ります。

さらに、いじめは「どの子どもにも、どの学校にも起こり得る」ものであることを十分認識するとともに、各学校で研修会を開催し、教育委員会、学校、保護者が連携してその解決に積極的に取り組んでまいります。

また、本年度からの「特別支援教育体制」の推進については、県と連携・協力して特別支援教室及び校内の支援体制の充実を図ってまいります。

学校給食については、児童生徒の健全な心身の発達のために、栄養バランスのとれた食事を提供し、正しい食事の在り方や望ましい食習慣の形成に努めるとともに、学校給食業務の一部民間委託については、9月実施に向けて鋭意取り組んでまいります。

食育の推進については、学校栄養職員を中心に学校、家庭及び地域の連携・協力の下に取り組んでまいります。

教育施設については、学校施設整備計画に基づき、学校の適正配置も視野に入れ、教育施設の整備充実を図ってまいります。

人材育成については、人材育成基金の果実を活用し児童・生徒を対象にスポーツ・文化派遣補助事業及び奨学金の給貸与事業を実施し、「糸満ふるさと塾」及び「読み聞かせ講座」等の能力開発事業の充実に努めてまいります。

また、文化活動、スポーツ活動等において顕著な貢献をした幼児、児童、生徒を対象に、その功績を讃えるため、糸満市長賞を贈り表彰してまいります。

生涯学習・社会教育については、市民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならないと考えております。

そのために、個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育を奨励し、図書館、公民館、青少年センターその他の社会教育施設、学校施設の利用、学習の機会及び情報の提供、その他の適当な方法によって生涯学習及び社会教育の振興に努めてまいります。

特に、社会教育委員の指導・助言を得ながら、「生涯学習まちづくり出前講座」や「生涯学習ボランティアバンク」の整備・充実に努めるとともに、社会教育指導員を増員し、社会教育団体の支援に努めてまいります。

青少年センターについては、活用促進に努め、児童センターや社会教育施設と連携した各種青少年健全育成事業や「少年の主張大会」・「無人島体験事業」を引き続き実施してまいります。

中央公民館については、各種講座の開設と、グループ・サークルの育成を図り、生涯学

習の拠点として、市民が気軽に利用でき、親しまれる施設としての運営に努めてまいります。

市立中央図書館については、資料の貸出やレファレンス業務を通じて市民の方々へ多様な情報を提供すると同時に、生涯学習の場として利用され親しまれております。

特に昨年の４月から実施した午後９時までの時間延長は、利用者の増加に寄与しているところであります。

本年度も、図書館の持つ本来の機能が十分に発揮出来るよう図書等の購入や、他の図書館との提携を図りながら資料の充実に努め、併せて移動図書館「くろしお号」による地域巡回サービスを推進すると同時に、講演会やお話し会、上映会、展示会等を実施し、市民ニーズに対応してまいります。

社会体育については、市民の健康、体力の保持・増進を図るため、いつでもどこでも、気軽にスポーツに親しむ環境づくりに努め、各種スポーツ教室、地域巡回スポーツ教室、スポーツレクリエーション祭、少年少女駅伝大会等を開催し、スポーツの日常化を目指し取り組んでいくとともに、「スポーツ健康都市宣言のまち糸満市」を目指し生涯スポーツの振興を図ります。

また、任意団体組織の充実強化と競技スポーツの振興、指導者等の育成に努めスポーツの振興を図ってまいります。

２０１０年（平成２２年）に開催される全国高等学校総合体育大会に向けて、必要な準備に取り組んでまいります。

郷土文化の保全・育成については、国指定具志川城跡環境整備事業を継続実施してまいります。また、昨年度実施した国道３３１号バイパス工事に伴うタナケナ原古屋敷跡緊急発掘調査については、今年度記録保存のための発掘調査報告書を刊行いたします。

市史については、「糸満市史編集事業基本計画」に基づいて、「村落資料」や「移民・出稼ぎ資料」の発刊に向けた資料の収集、聞き取り調査、原稿執筆及び監修等を実施してまいります。

文化振興については、「糸満市文化協会」の支援をはじめとして、市民の文化や芸術に対する意識の高揚を図るため、優れた芸術作品に接する機会をつくり、市文化祭・児童生徒の作品展及び舞台鑑賞等の事業を推進してまいります。

■ 安心都市づくり について

はじめに、福祉の充実についてであります。ますます複雑多様化する市民の福祉ニーズに的確に対応するために、利用者本位の地域福祉を推進し、福祉に関する相談や、助言指導が受けられる福祉サービスを提供できる体制の整備に努めてまいります。

また、社会福祉関係機関、団体及び市民との連携を深めるとともに、ボランティアの

発掘・育成に努めてまいります。併せて、平成１８年度より施行された障害者自立支援法の円滑な実施に努めてまいります。

低所得者福祉については、生活に困窮する程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限の生活を保障するとともに、世帯員の自立を助長するため、自立支援プログラムをはじめとした諸施策や制度の活用、紹介、指導援助等の適切な処置を講じてまいります。

身体障害者福祉については、サービス提供施設への入所支援、補装具、日常生活用具の交付、重度心身障害者（児）医療費助成事業、ショートステイ、デイサービスやホームヘルパー派遣等の在宅福祉サービスの継続実施を図ってまいります。

それとともに、障害者の需要に応じた障害者生活支援、及び障害者社会参加促進の充実を図ってまいります。

また、障害者生活支援センターについては、障害者の自立と社会参加の促進を図るため、相談業務やパソコン教室等の事業を実施してまいります。

知的障害者福祉については、対象者等の人権擁護に配慮しつつ、その実態把握や相談等に努めるとともに、授産施設等への入所支援、ショートステイやホームヘルパー派遣等の住宅福祉サービスを継続して実施いたします。また、在宅の心身障害者の社会的自立と社会参加の促進を図る観点から小規模作業所の支援を継続して実施致します。

障害児福祉については、補装具並びに日常生活用具の交付、デイサービスやホームヘルパーの派遣等の在宅福祉サービスを継続して実施致します。

なお、平成１８年度より障害者自立支援法が施行され、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまで身体障害、知的障害、精神障害といった障害の種別ごとに異なる法律で提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みが創設されました。

また、障害者基本法に基づき、平成１９年４月より市町村における障害者計画の策定が義務づけられたことに伴い、これまでの糸満市障害者計画を平成１８年度から平成２３年度までの「第２次糸満市障害者計画」として関係団体との協議の下、策定いたしております。

障害者自立支援法に基づく平成１８年度から平成２０年度までの障害福祉サービスや、地域生活支援事業等の提供体制の確保に関する目標値を定めた「糸満市障害福祉計画」も策定しており、今後の本市の障害者福祉の推進に努める所存であります。

児童福祉については、児童手当の支給及び乳幼児医療費助成事業により、家庭における児童の健全な育成を図ります。また、地域や家庭における児童虐待等の問題が深刻化している中、要保護児童対策地域協議会を設置し、その問題解決に努めてまいります。

児童館の運営については、事故防止等の安全管理に留意しつつ、健康増進と情操豊かな児童育成が図られるよう各種事業を実施してまいります。

保育所運営については、児童の安全確保と健全育成を図るとともに、多様な保育需要にこたえるために、延長保育事業や障害児保育事業及び一時保育事業を継続して実施してま

まいります。

また、新たに認可法人保育所を開所するとともに、法人保育所の定員を拡大し、さらに定員弾力化による児童の受入枠を拡大するなど、入所待機児童の解消を積極的に推進してまいります。

公立保育所の民営化については、平成20年度実施に向けて推進してまいります。加えて、地域での子育て支援のための子育て支援センター事業や、つどいの広場事業及び病後時保育事業を継続して実施してまいります。

母子・父子福祉については、引き続き児童扶養手当の支給、母子・寡婦福祉資金貸し付け制度の活用と併せて、母子・父子家庭等への医療費助成事業を実施するとともに、母子家庭自立支援教育給付金事業を実施し、母子・父子家庭の経済的自立の助成と生活意欲の高揚を図ってまいります。

高齢者福祉につきましては、すべての高齢者に対する健康・生きがいづくり、安心した暮らしという目標に向かって、老人保健、老人福祉、介護保険事業が一体となった支援体制を整え、高齢者が住みなれた地域でいつまでも安心した生活を送ることができる地域づくりを進めるため、「第3期糸満市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、各種施策を推進してまいります。

また、高齢期を迎えてからの人生が長くなる中、生きがいを持って過ごすことができるような社会参加や生きがい活動支援を推進し、高齢者がそれぞれの能力を活かし、活動的で生きがいに満ちた生活を実感できるよう、その支援に努めてまいります。

介護保険制度につきましては、ますます進む高齢化に備え、介護予防を目的としたサービスの充実を図り、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けることができるよう、地域支援事業の実施を推進するとともに、要介護者に対しても適切な介護サービスが提供できるよう努めてまいります。

また、高齢者の介護予防マネジメントや総合相談・支援を包括的に実施する拠点として、地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、より身近なところで高齢者とその家族からの各種相談や、実態把握等を行う地域相談センターの設置をこれまで同様引き続き実施し、一貫した支援体制づくりを図ってまいります。

さらには、日常生活圏域ごとに認知症グループホームや公的介護施設等の整備に努め、地域に根ざした介護拠点づくりを目指してまいります。

保健行政については、妊娠・出産から高齢者に至るまでのあらゆる時期に対応した市民の健康を支援するため、各種保健事業を効果的に推進してまいります。

健康づくり・成人保健対策としては、生活習慣病の予防に重点を置き、若い時からの市民健診の受診をさらに推進します。また、健診結果の内容を市民が理解し、自分自身の体の状態が分かるよう説明会や相談会を開催すると共に、内臓脂肪症候群の恐れのある受診者に対しては二次検診や健康スリム教室等を実施してまいります。

願寿館教室は、高齢者の生きがいづくりや、健康推進及び地域に密着した総合的健康づ

くりセンターとして定着しており、引き続き、願寿館教室を拠点に地域リーダーを育成し、市民の健康の向上を図ってまいります。

母子保健対策としては、次世代を担う本市の子ども達が健やかに生まれ、育っていくことができるように、乳幼児の虐待予防を視野に入れた、妊産婦・乳幼児の健康診査、相談、教育に加え、新年度から「こんにちは赤ちゃん事業」として、生後4ヶ月までの全戸訪問を実施してまいります。

また、精神保健支援福祉対策として、障害者自立支援法によるホームヘルプサービス、グループホーム、就労支援事業等の自立支援給付を実施すると共に、地域活動支援センターへの支援、相談事業を継続してまいります。

その他予防接種事業においては、更なる市民の意識啓発を図り、接種率向上により疾病の発症予防に努めてまいります。

国民健康保険事業については、毎年、増加する医療費を抑制するため、生活習慣病予防対策として、本年度も国保ヘルスアップ事業を実施してまいります。また、健康相談員による訪問指導、人間ドック等による疾病の早期発見・予防など、引き続き保健事業の充実強化に取り組んでまいります。さらに、国保財政運営の安定化を図るため、国保税の収納率向上を図るとともに、保険税率の見直しを行ってまいります。

国民年金については、市民の老後における生活の支えとなっており、今後とも、国との協力連携のもと、年金制度の周知や年金相談の充実を図り、市民の年金受給権確保に引き続き取り組みます。

消防・防災行政につきましては、市民の生命・身体・財産を災害から守るため、「糸満市地域防災計画」に基づき、計画的に消防活動に必要な消防車両・資機材・水利等を整備し防災行政の充実・強化を推進してまいります。

救急業務の増加・高度化にともない2台目の高規格救急車を導入し、市民の救命率の向上に努めてまいります。

また、地域防災の担い手である消防団組織を活性化し、常備消防と一体となった消防行政を展開し、安心・安全なまちづくりを推進してまいります。

さらに、関係機関、自治会及び市民との協力体制の下、災害に対して迅速に対応できるよう「地震・津波」災害を想定した大規模な市民合同防災訓練を実施いたします。また、防災備蓄品も整備してまいります。

■ 潤い都市づくり について

ごみ処理については、家庭ごみの五分別収集体制を今後も継続するとともに、事業系ごみの分別、再資源化を促進して、ごみの減量化・資源化に努めます。

また、本市独自で焼却残渣^{しょうきやくざんさ}を処理する施設建設に向けて、プロジェクトチームを配置

しましたが、新年度より建設準備室を設置して取り組んでまいります。

環境保全対策については、地球温暖化防止・水質汚濁防止など環境保全意識の普及を図るとともに、関係部署と連携を取りながら、環境保全・公害対策に努めてまいります。

野犬対策、ハブ対策については、引き続き、野犬の捕獲、犬の正しい飼い方についての啓発、ハブ咬傷防止対策の普及を実施してまいります。

交通安全対策については、広く市民に対する交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの啓発運動を展開するとともに、警察署との連携により暴走行為の取り締まり及び飲酒運転の撲滅に取り組んでまいります。

また、引き続きチャイルドシートの貸し出しを行い、交通事故防止に努めてまいります。

このほか、市民相談員を配置して、関係機関等との連携を図り、市民から寄せられるあらゆる相談に応えてまいります。

■ 魅力都市づくり について

都市計画の基本方針である都市マスタープランの方針に沿って、まちづくりを進めてまいります。

土地利用については、市街化区域における用途地域に即して、適切な運用を図るとともに、市街化調整区域の良好な環境の形成を図り、適正な土地利用の誘導に努めてまいります。

都市基盤施設の整備においては、地域の自然、歴史及び特性に配慮し、都市景観の保全、自然とのふれあいの場や親しみのもてる都市施設づくりを進めてまいります。

土地区画整理事業については、糸満南地区において宅地造成工事等を継続的に実施し、武富地区については、事業を促進してまいります。

公園事業については、南浜公園等を引き続き整備し、公園管理についても、施設の補修や清掃等に努めてまいります。

街路事業については、川尻親田原線、ガタ原線の整備を引き続き実施し、道路網の整備に努めてまいります。また、一部開通した国道331号糸満バイパス、現国道331号並びに県道糸満具志頭線（外かく線）、糸満バイパスアクセス道路及び平和の道線の早期整備に向けて国及び県へ要請してまいります。

道路行政においては、継続して地方道改修事業及び緊急地方道整備事業の推進、並びに狭間線等の新規路線の採択に向けて取り組んでまいります。

未買収道路用地取得事業についても、引き続き実施してまいります。

住宅政策につきましては、平成18年度策定の住宅マスタープランに基づいて推進してまいります。

交通ネットワークの整備・バスの交通手段の確保については、児童生徒や老人等いわゆ

る交通弱者を守る立場から、引き続き路線バス事業者を助成することで、市民の足の確保に努めるとともに、今後とも関係機関や市民の意見を取り入れたバス対策会議を中心に、改善策を検討してまいります。

市民課においては、市民サービスの向上を図るため、自動交付機の設置及び戸籍システムの電算化を進め、窓口での待ち時間短縮に努めてまいりました。

また、ほぼ全国一斉に稼働した住民基本台帳ネットワークシステムについては、各種年金受給者の現況届けの廃止や、金融機関等で本人確認用としての住民基本台帳カードの発行も増え、徐々に市民生活に浸透してきております。

これからも、個人情報保護のため厳重なセキュリティ対策を図り、より一層市民が親しみやすい窓口を目指してまいります。

情報公開及び個人情報保護制度については、市が保有する情報を積極的に公開し、提供することに努めるとともに、個人情報の適正な取り扱いと市民の権利利益の保護に努めてまいります。

上水道事業については、平成18年度に新設した潮平第2配水池はいすいちと、既設の配水池はいすいちを交互にバランスよく給水するために、計装設備装置工事を行い西崎地区や国道331号沿いの需要増に対応ができる整備を行います。また、字真栄平地区の水量水圧不足を解消するために、配水管を布設して安定供給ができる施設整備を行います。

維持管理については、老朽化した給水管の更新や耐用年数満期の量水器の取り替えを行い、有収率の向上に努め、業務の効率化、経営の安定化を図り、より一層の市民サービスの向上に努めてまいります。

下水道事業については、衛生的で快適な市民生活の確保及び公共用水域の水質保全を図るため、潮平地内、照屋・大里地内、および糸満南土地地区画整理事業地内等の面整備を行ってまいります。

下水道事業の安定的な運営のため、普及活動の強化、水洗化率の向上に努めてまいりますが、併せて、下水道使用料の見直しを行ってまいります。

■ 活力都市づくり について

はじめに、農業の振興についてであります。

県内で有数の園芸産地を誇る本市の農業は、地下ダム用水等の有効利用により、活力と夢のある農業経営が展開できる、潜在的可能性を秘めております。

こうした地域特性を生かした農業振興に取り組むため、農業生産基盤の整備や農業近代化施設の導入をはじめ、農用地の利用集積や農業担い手の確保等を推進し、中核的な農業経営体の育成に努めてまいります。

さとうきびについては、優良種苗の供給や病害虫対策のほか、畑地かんがい及びハーベスター収穫機の利用促進を図り収益性の向上に努めてまいります。

園芸作物については、レタス、ゴーヤー、ニンジン、小ギク及びパッションフルーツ等の農林水産戦略品目の拠点産地品目を中心に、産地育成と生産性向上を推進してまいります。また、今後とも、関係機関・団体と連携し、各種補助事業の導入を図るとともに、販売促進等に努めてまいります。

畜産について、肉用牛では、自給飼料の安定確保と多頭飼育を促進いたします。さらに、効率的かつ安定的な経営体の育成を図るため、新規に沖縄県農業開発公社^{えい}営の畜産担い手育成総合整備事業の促進に努めてまいります。

養豚では、優良母豚^{ぼとん}の育成と飼養管理技術の向上、並びに、環境対策の強化を図ってまいります。

食の安全・安心対策及び地産地消については、糸満ブランドの育成のため、関係機関・団体等と連携しながら、引き続き推進してまいります。

観光農園事業については、引き続き、糸満ワインまつり・洋ラン展などの、数多くのイベントを開催することにより、園内への誘客と宣伝活動を推進いたします。

また、糸満観光農園の施設管理運営を担う糸満観光農園株式会社の経営基盤の確立を目指して、姉妹都市・都農町との新商品ワインの共同開発や、民間との新商品開発を推進し、糸満ワインを中心とした園内農産加工製品の販売促進などの支援を行い、同社の組織体制の強化に努めてまいります。

農業基盤整備については、継続事業で真栄平西地区、米須東地区及び喜屋武第2地区を整備してまいります。

畑地かんがい整備については、米須地区外4地区を継続して整備してまいります。

地下ダム地域においては、関連事業の新規採択に向けて努めてまいります。

近年、水産資源の減少、魚価の低迷、漁業従事者の減少や燃油高騰^{ねんゆ}等により水産業を取り巻く環境は厳しい状況下にあります。

本市の目指す「つくり育てる漁業」「資源管理型漁業」の具現化のため、「南部豊かな海づくり大会」を今後も継続してまいります。また、全国豊かな海づくり大会の誘致に向けて取り組んでまいります。離島漁業再生支援交付金事業で、中層型浮魚礁設置事業、稚魚放流事業等も進めてまいります。

企業誘致については、雇用拡大と地域経済の活性化を図る観点から、糸満市土地開発公社や関係機関と連携を図りながら推進体制を強化するとともに、引き続き、本市の糸満工業団地等をホームページ等で国内外に紹介案内し、優良企業の誘致に努めてまいります。

糸満漁港ふれあい地区のホテル用地については、昨年、立地企業を決定したところであり、同計画が早期に実現できるように努めてまいります。

商工業振興については、多くの中小企業で構成される本市の商工業は、緩やかな景気回復が続いているとはいえ、経営は依然として厳しい状況にあります。

消費者ニーズの多様化、車社会の進展への対応の遅れや、商工業を取り巻く環境の変化を背景に、中心市街地は空洞化が進展しており、その活性化は、市が取り組むべき課題で

あります。

このような観点から、西崎商業地域内にある駐車場の利用効率を高め、適切な維持管理運営による商業の活性化を図るなど、快適で利便性の高い商業空間の充実・強化に努めてまいります。

地域の商工業の総合的な改善発展を図る商工会を支援するとともに、糸満市地場産業振興推進協議会に対しても、引き続き支援を行い、特産品の開発、販路の拡大を促進するとともに、既設の公設市場においては、糸満市公設市場周辺通り会などと連携を図りながら、公設市場の活性化と改善策を検討してまいります。

「糸満市小口資金融資制度」や「糸満市商工業振興補助金」により中小企業の経営基盤の強化と体質改善を進めていくとともに、国や県の「企業資金融資制度」など公的資金を活用した地域経済の安定・活性化を促進してまいります。

さらに、高齢者の就業促進につきましても、シルバー人材センターへの助成を行い、高齢者の就業機会の拡大と福祉の増進を図り、活力ある地域づくりを支援してまいります。

一方、県内の雇用情勢は、ますます厳しさを増し、失業率は高率で推移しています。このため、「地域職業相談室」と連携して、求職者の求職・職業相談を推進し、雇用の拡大を図ってまいります。

観光振興については、本市の豊富な観光資源の有効活用と、多様化する観光ニーズに対応する観点から、糸満市観光協会との連携の強化を図りつつ、沖縄県の推進する観光客１千万人構想と整合した事業展開を図ってまいります。

さらに、市民レベルで地域観光を支える観光ボランティアガイドの資質の向上と、組織強化を図り、その組織力を生かした観光振興を図ってまいります。

元気な地域づくり計画策定事業については、平成１７年度から取り組んできた事業の最終年度として、糸満型グリーンツーリズムを展開するために、体験者と受け入れ農漁家等と連携させる窓口機関を設置して、事業が円滑に運営していける体勢を整備してまいります。

糸満市のイメージとして定着してきました１３０万県民「平和の光」事業と夏場における糸満ふるさと祭りを引き続き開催してまいります。

糸満市温泉施設整備事業については、平成１８年度で作成した「^{おんせんせい}温泉井掘削適地調査業務報告書」に基づいて、国の高率補助や民間企業活用も含め、施設整備の可能性について調査してまいります。

■ 平和都市づくり について

先の大戦における沖縄戦終焉の地となった本市にある平和祈念公園は、毎年参拝者や修学旅行生が多数訪れ、戦没者の慰霊と「平和教育の場」としての役割を担っています。そ

の意味で、今後とも平和週間事業など「平和都市宣言のまち」にふさわしい事業を展開してまいります。

国際交流については、在住外国人にも住み易い地域づくりを推進しながら、地域の国際化を推進いたします。

国内交流については、北海道網走市と宮崎県都農町との青少年交流事業を引続き実施するほか、両市町との産業経済等の交流を図り、相互の発展と住民福祉の向上に努めてまいります。

■ 協働都市づくり について

情報化社会、少子高齢化社会の進展等、様々な分野において社会状況が変化しております。このような状況の中で「個性豊かな活力ある地域づくり」を推進していくためには、地域の自治会やNPO（民間非営利団体）、行政等が互いに役割を分担し、諸課題に対応していく事が望まれております。併せて、市民が主体的に地域のことを考え、積極的に参加できる条件整備を行政において推進することが必要であります。

広報・広聴活動については、マスメディアやホームページの活用等の充実強化に努めてまいります。

男女共同参画行政の推進については、女性が主体的に社会のあらゆる分野へ進出し、その個性をのばしていくためには、男女平等意識の確立、職場や政策決定の場での積極的な登用など、女性の地位向上を推進していく施策が必要であります。

本市としても男女共同参画社会づくりに取り組んでいくための骨組みとなる基本計画（いちまんVIVOプラン）に基づき、VIVOフェスタの開催等で女性の抱える問題解決に取り組んでまいります。

地方分権が進む中で、職員一人ひとりが、自己決定、自己責任において業務に取り組まなければなりません。

そのためには、職員の政策形成能力や管理能力等の向上が特に重要になります。

現在、「糸満市職員人材育成基本方針」に基づいて人材の育成に取り組んでいるところですが、これまで以上に効率的な行政運営を行い、活力ある職場づくりをめざして、職員の能力の育成に取り組んでまいります。

市税については、税制改正等の影響で約3億1千万円の伸びが見込まれるものの、所得譲与税法が廃止されることから、約3億3千万円が減収となり、厳しい財政状況に変わりはありません。

そのような状況にあって、税務職員の資質や技術の向上を図り、厳正かつ公平な執行で、自主財源の根幹をなす市税の課税客体の的確な把握や賦課課税漏れ防止強化に努めてまいります。

一般会計の予算編成は、経常的な財源不足と、国の進める「三位一体の改革」等が本市財政を圧迫し、今後とも将来見通しが不透明な状況であることに変わりはなく、引き続き財政体質の健全化に努める必要があります。

そこで歳入については、受益者負担の原則及び負担の公平の観点から、財源確保に取り組むとともに、自主財源の根幹であります市税等の徴収率の向上を図るため、滞納整理支援システムの活用による事務処理の迅速化や、特別整理班を中心に不動産公売等に取り組み、早期の滞納処分を実施してまいります。

また、引き続き「市税等特別収納対策本部」において、全庁的体制をもって収納率の向上と自主財源の確保に努めてまいります。

歳出につきましても、行財政改革の観点から、収入役制度を廃止し、職員数の大幅な削減を実施することにより人件費の圧縮に努めてまいります。加えて特別職、職員及び市議会議員の期末手当の加算分減額も提案させていただいております。

今後とも、社会保障費等の扶助費をはじめ、経常的経費が財政を圧迫する要因になることが予想されることから、第5次系満市行政改革大綱の実施計画に基づき、事務事業等の徹底した見直しと、効率的かつ効果的な行政運営に努めるとともに、第3次系満市総合計画の実施計画に掲げた諸施策の実現に向けた予算編成に努めてまいります。

その結果、一般会計においては、土地区画整理事業を特別会計にしたことで

18億7,428万円で、対前年度伸び率0.3%マイナス

介護保険、国民健康保険などの特別会計は、

16億2,590万円で、対前年度伸び率10.8%プラス

水道事業会計においては、

17億3,283万円で、対前年度伸び率3.7%マイナス

総計において、

36億7,301万円で、対前年度伸び率4.1%プラスとなっております。

私は、本市の基本理念である「**ひかりのまち、みどりのまち、いのりのまち**」を基調に、厳しい行財政の状況ではありますが「**海幸・陸幸の史都^{うみさち おかさち まち いとまん} 系満市**」を目指して市政運営に全力を傾注する所存であります。

結びに、市民の皆様並びに議員各位の^{えいち}叡智とご助言を賜りますようお願い申し上げ、新年度の施政方針といたします。

平成19年3月7日

系満市長 西 平 賀 雄